

特定非営利活動法人E & Cギャラリー

会 員 規 約

2015年5月29日

総則

1. 特定非営利活動法人E & Cギャラリー（以下会という）の定款に基づき、会員規約は、会員の区分・役割、活動規定、入会規定、その他必要な補足・細則を定める。
2. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

[1] 会員の区分・役割

〈会員〉

- (1) 会員については、定款の定めるところに基づき、下記を前提とする。
 1. 会員はこの法人の目的に賛同して入会し、会の運営に関与する個人、または、団体とする。
 2. 会員となる団体は、その所属団体の了承を得た上での入会を前提とする。
 3. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により事務局に申し込むものとする。
 4. 会員は総会での議決権を有する。（団体の場合は、1団体につき1票とする）
 5. 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
 6. 会員は、連続して3年以上、会費を滞納したとき、その資格を喪失する。
- (2) 会員が納入すべき入会金及び会費は、次の通りとする。
 1. 入会金0円
 2. 年会費 個人 1口 5,000円
 団体 1口 30,000円より

〈学生会員〉

- (1) 学生会員については、定款の定めるところに基づき、下記を前提とする。
 1. 学生会員はこの法人の目的に賛同して入会し、会の活動を支援する個人とする。
 2. 学生会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により事務局に申し込むものとする。
 3. 学生会員は総会での議決権を有しない。
 4. 学生会員は会の定める年度毎に、別に定める会費を納入しなければならない。
 5. 学生会員は学生である年度のみ、別に定める会費を納入する。

6. 学生会員は、連続して3年以上、会費を滞納したとき、その資格を喪失する。
- (2) 学生会員が納入すべき入会金及び会費は、次の通りとする。

3. 入会金 0 円
4. 年会費 学生 1 口 3, 0 0 0 円

《協賛団体》

協賛団体については、理事会の定めるところにより、下記を前提とする。

1. 会の理念・活動内容に賛同して、その活動の資金や原材料等についての支援、寄付など、積極的な助成を行う団体とする。
2. 協賛団体については、その所属団体の希望により、会の広報に団体名を表記することができる。

[2] 会員活動規定

1. 会員・学生会員（以下会員という）は、支援活動や個人的活動に関わらず E & C ギャラリーの名のもとに活動する場合、事前に理事会の承認を得るものとします。上述の了承の無いままでの会員の自発的活動については、その自発的活動に関係した者が、当会員の身分・活動をどのように理解していようとも、会は一切の責任を負いません。
2. 会の活動に関わる事項、また、資金運用などについては理事長の了解のもとに行うこととします。事前に了承していない事柄については、会は一切の責任を負いません。
3. 会員は、一般社会通念に従い善意を持って活動にあたるものとし、会は、会員の不法行為、信義誠実に反する行為、重大な過失に対して、賠償を求めたり、除名処分とすることがあります。
5. 会員は、会の活動に関する中で知り得た機密情報、及び個人情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。
6. 当法人は、会員同士及び、会員と第三者との間で生じたトラブルに関して、一切責任を負いません。

[3] 入会規定

- (1) 会員は、入会を希望する者は、次の事項を認識しているものとします。
1. E & C ギャラリーの理念・活動に賛同し、会の一員として前向きな姿勢であること
 2. 社会通念に反しない倫理観を有していること
 3. 活動において、個人的な営利を求めないこと
- (2) 入会手続き
1. 入会申込書に所定事項を記入し、事務局に提出してください。

2. 年会費を指定の口座に振り込み、確認できる書類は保管しておいてください。
3. 申込書の受領・年会費の振込みを事務局が確認した日をもって入会とします。
4. 会費の支払いについて、明確に確認できる預り証・受領書などが無い場合には、事務局は一切の責任を負いません。
5. 定款に定めるところにより、いったん納入された会費の返還は認められません。

(3) 会員証

1. 当法人では、1会員に対して1枚の会員証を発行します。
2. 会員証の有効期限は、会員資格有効期間内とします。
3. 会員証は、本人のみ使用することができます。
4. 当法人の活動、事業に参加する際は、必ず会員証を提示してください。

(4) 会員情報の取り扱い

1. 会員が申込書、アンケート等に記載した情報（以下会員情報という）は、事務局にて厳重に保管され、正当な理由がない限り、第三者に会員情報を開示することはないものとします。
2. 当法人のホームページにおいて、会員名簿として会員の氏名のみ開示します。また、会員本人からの申し出により開示を取り消すことができます。